

消防機関に対する個人情報の提供について

1. 問題の背景

匝瑳市内の消防機関による独居高齢者が住む家の防火診断実施するため、個人情報保有している高齢者支援課へ情報提供を求めたところ、消防機関及び高齢者支援課に（消防機関として防火診断実施に関し個人情報を収集すること及び市として個人情報を提供することについて）法令等の定めがなく、個人情報の提供については問題があるのではないかと高齢者支援課から相談があった。市としては従前までは、個人情報保護条例第8条第4号の規定（※1）により、提供していたが明確な根拠とは言えないことから、本件個人情報の目的外利用又は外部提供の例外の種類について諮問されたい。

（※1 個人情報保護条例第8条第4号 抜粋）

（4） 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において、利用し、又は提供するとき。

2. 消防機関による独居高齢者防火診断の目的等

（1）目的

住宅火災による死者は、建物火災による死者のおおむね9割を占めており、特に、65歳以上の高齢者は、その約7割を占めるとともに、火災が発生した場合の死亡率も他の年齢層に比べて極めて高い状況である。今後社会の高齢化がますます進展していくことが予想され、このままでは、火災による死者は急増していくことが懸念されている。（資料7-2、資料7-3）

このような状況に鑑み、住宅火災による死者の大幅な低減を図るべく、特に高齢者に係る防火対策を中心として、住宅防火対策を総合的に推進するものである。

独居高齢者防火診断は、住宅防火対策の一環として実施するものであり、各住宅の火気使用設備の使用実態、住宅火災警報器や消火器等の住宅用防災機器等の設置状況等から、防火安全性の現状及び改善のため防

火対策を指導項目表で示すことにより、高齢者の防火意識の高揚を図るとともに、防火安全性を高めることを目的としている。

(2) 収集する個人情報及び実施内容

ア 収集する個人情報

高齢者世帯名簿（氏名、住所、年齢、性別）を高齢者支援課から収集する。

イ 実施内容・資料 7-4 高齢者世帯防火診断表

- ・建物周囲の状況等
- ・建物内部の状況等
- ・住宅用火災警報器の設置状況
- ・火気使用設備の設置状況等
- ・危険物等の保管状況
- ・緊急時における通報手段等

(3) 独居高齢者防火診断実績・資料 7-5

(4) 今後の計画

今までは年度 2 回実施していたが、今後は匝瑳市 1 2 地区を 3 分割し、年度 1 回の実施予定

※スケジュール

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施年月	平成 31 年 3 月	平成 32 年 3 月	平成 33 年 3 月
実施地区	中央地区・吉田地区・匝瑳地区・栄地区	椿海地区・豊和地区・飯高地区・須賀地区・共興地区	平和地区・豊栄地区・野田地区

(5) 目的外利用又は外部提供をする必要性について

本業務の対象件数が多いことから、市内全世帯を訪問し収集することは物理的に困難であり、他の行政目的によって収集された個人情報を本業務に活用することが合理的であるため、目的外利用又は外部提供をする必要がある。

なお、外部提供をする消防機関は次のとおりである。

- ・匝瑳市横芝光町消防組合

3. 諮問項目の類型化（外部提供の例外の類型）について

資料6のとおり、諮問項目の類型化として項目を追加されたい。